

平成21年8月10日

国土交通大臣

金子 一 義 殿

特別区長会会長

江戸川区長 多田 正見

居宅での介護が困難な低所得の高齢者に対する福祉施策の充実に関する要望

本年3月の、都内の生活保護受給者6人を含む10人の方が亡くなられた群馬県渋川市の「静養ホームたまゆら」火災事故の発生から、3か月が経過しました。

この事故は、在宅介護が困難な低所得の高齢者が入居する施設の実態や生活状況を十分に把握できていない一方で、こうした生活の場が不足している深刻な実態も浮き彫りにしました。

特別区としてもこれまで、急速に進む高齢化の中で、可能な限り居宅で介護を受けながら暮らせる社会を目指して、第4期介護保険事業計画の策定などを通じて、適切にサービス量を見込み、様々な施策を講じることにより、高齢者が安心して暮らせる生活の場の確保に向けた施設の整備に努めてきています。

今回の事故を契機として、特別区は、未届け有料老人ホームへの届出促進体制の充実と安全性の確保、施設整備への支援、施設情報の共有化の検討などについて、共通の課題として、生活福祉部門と高齢福祉部門との連携を図りながら、早急に取り組むこととしました。

今般、本年5月に行った特別区長会の緊急要望については、経済危機対策として、介護拠点等の緊急整備が盛り込まれるなど、必要な措置が補正予算で講じられました。

今後、特別区においても、これらを踏まえた対策を十分検討し、早急に対応していきますが、大都市における用地確保の困難さや、高齢者施設の運用面での制度改善を要する事項など、講ずべき課題も少なくありません。

つきましては、こうした事情をご理解いただき、先に緊急に要望を行った、未届け施設に対する届出の徹底や安全性の確保と低所得の要介護高齢者等への受け皿づくりの2点についての以下の具体的な要望を、実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

記

1 生活支援付き住宅の拡充

金銭管理や見守り等の日常生活の支援が必要となる高齢者が増える一方で、低所得の高齢者が入所できる低価格の居住施設の不足が深刻な状況にある。このため、大都市の厳しい用地事情を勘案しながら、日常生活の支援に加えて、介護保険等の

公共サービスを活用した「生活支援付き住宅」の整備を促進する必要があることから、事業者への財政的支援など必要な支援策の拡充を図ること。

あわせて、今般、優良賃貸住宅の供給促進を目的とした「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）が改正されたが、低所得の高齢者向けの生活支援付き住宅の供給が促進されるよう、必要な措置を講じること。

2 養護老人ホームの活用等

低所得の高齢者が利用できる施設の一つとして、養護老人ホームがある。一方で、居宅で日常生活を営むことが困難な要保護者を受け入れる施設として救護施設がある。こうした施設は、利用希望が多く、利用にあたっては待機しなければならない状況が続いている。

このため、民間事業者が養護老人ホームや救護施設を整備あるいは増設する場合の財政的支援を拡充すること。

また、介護が必要な低所得高齢者の福祉施設への入所を促進するため、養護老人ホームや特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホーム等の福祉施設との調整を図り、入居者数の拡大が図られるよう、必要な措置を講じること。

3 未届け施設に対する指導の徹底等と自治体間の連携の強化

厚生労働省は、本年5月、未届けの有料老人ホームが全国に525か所あると発表した。これらの施設に対する届出促進の指導を引き続き強力に行うとともに、新たな有料老人ホーム等の建設に際し、安全性の確保が促進されるよう、防火設備設置に係る助成制度を設けること。

また、自治体の枠を越えた高齢者施設の利用に際し、安全面や処遇面について、自治体間で連携・協力が行える仕組みを構築すること。

更に、有料老人ホームなどの施設情報が、都道府県の枠組みを越えて、ホームページ等により区市町村が適宜確認できるような体制を整備すること。